

ポーランド週報

(2023年10月26日～2023年11月1日)

令和5年(2023年)11月3日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 国家メディア評議会(RMN)による公共メディアに関する声明発出 イスラエル・パレスチナ情勢に関するデモ実施 大統領府国際政策局長官の人事交代 モラヴィエツキ首相による欧州理事会出席 中東情勢に関する外務省声明発出 プシダチ大統領府国際政策局長官のウクライナに関する国家安全保障担当補佐官会議第3ラウンド出席 新型多用途ヘリコプターの配備 ラウ外相とシュクリ・エジプト外相との電話会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ドイツへの越境を試みたシリア人グループが拘束 政府高官がロシアによる人為的な移民圧力を警告 ウクライナ入国を試みたノルウェー人ネオナチ関係者の拘束に関する報道 タクシー運転手の合法性に関する検査結果 大統領官邸の車両から発見されたGPS装置に関する報道 祝日前の飲酒運転等の増加								
経済 ビザ・スキャンダルがポーランド企業に影響 10月のインフレ率6.5%に低下 本年度の財政赤字はGDP比5.6% ポーランド、ウクライナの欧州経済パートナー・リストのトップに スウェーデンの投資家がヴロツワフに12億7000万ズロチを投資 2022年、製造業のイノベーションへの支出は36.6%増 ポーランド、まもなく小型モジュール炉建設開始 Orlen、新たな競争に直面 Azotyグループ、新エネルギー・コンセプト戦略の一環として7700万ズロチの投資を完了								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館
ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000
<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政治 内政

国家メディア評議会(RMN)による公共メディアに関する声明発出【10月27日】

10月27日、国家メディア評議会(RMN)は、「野党の政治家が公共メディアに対して違法な行動をとると発表したことに関連した声明」を出した。RMNは、公共メディアに変更を加えるためには、上下両院における議会の審議・投票を行って大統領による署名を経るという立法を行うことが必要であると強調し、RMNのメンバーの任命に関する決議を無効化する決議を採択することは、憲法・法律違反であると警告を発した。声明発出にあたっては、RMNのメンバー5名のうち、3名が賛成し、2名が反対した。現在のRMNのメンバーは、2022年7月に任期6年で任命された。

イスラエル・パレスチナ情勢に関するデモ実施【10月29日】

10月29日、ワルシャワにおいて、イスラエル・パレスチナ情勢に関する2つのデモが実施された。ゲットー英雄記念碑の前では、ハマスがイスラエルに対

して行った攻撃による犠牲者に連帯を示し、ガザ地区で拘束されている人質の解放を求めるデモが実施され、ユダヤ人コミュニティや外交団、国会議員、市民らが集まった。他方、クラクフ郊外通りのニコラス・コペルニクス像の前では、親パレスチナ的なデモが実施され、「ガザ地区における虐殺をやめろ」、「フリー・パレスチナ」、「イスラエルによる占領はもうたくさんだ」といったスローガンが飛び交った。

大統領府国際政策局長官の人事交代【10月30日】

10月30日、大統領府国際政策局長官が交代した。10月15日に行われた選挙に出ていたプシダチ旧長官が下院議員に選ばれたことに伴い、パウラク新長官が任命された。ドゥダ大統領は、プシダチ旧長官に対し、「貴殿は、ポーランドの国益、国際社会におけるポーランドの地位、ポーランドの安全保障の構築という観点から、重要な任務を遂行した。」と述べ、感謝の意を伝えた。また、ドゥダ大統領は、パウラク新長官に対し、「貴殿がこのような困難を伴う職務に就くことを大変嬉しく思う。」と期待を示した。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相による欧州理事会出席【10月26日～27日】

10月26日から27日にかけて、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開かれた欧州理事会に出席した。欧州周辺の安全保障や地政学的情勢、EU対外国境の保護や不法移民、テロとの戦い、EU条約改正などについて議論が行われた。モラヴィエツキ首相は、「対外国境の保護にはイエス、不法移民にはノーである。」と強調し、「EUの移民政策の一環として、不法移民の強制移転や不法移民を受け入れないための費用負担などが依然として残っている。オランダやドイツ、フランスに我々の移民政策について決定を行ってほしくない。」と述べた。また、モラヴィエツキ首相は、EU条約の改正や多数決制への移行に関し、「ポーランドとポーランド人にとって大きなリスクを伴う。」と述べ、「EUにおける全会一致の原則からの逸脱は、ブリュッセルへの権力の集中である。このようなプロセスが現在進行中である。これに対して警告したい。」と強調した。

中東情勢に関する外務省声明発出【10月27日】

10月27日、ポーランド外務省は、中東紛争に関連して外務省が国民のためにとった行動についての

声明を発出した。外務省は、「10月7日にハマスがイスラエルに対してテロ攻撃を行ったことに伴い紛争が勃発して以降、ポーランドの外交・領事当局は即座に対応した。在外公館は、直ちにイスラエルとパレスチナからのポーランド国民退避活動にあたった。」と述べ、「イスラエルからの避難は、外務省、国防省、その他関係者が効果的に連携をとったことにより、数日のうちに完了した。」と強調し、未だポーランド国民の死傷者が出たといういかなる情報も入っていないと総括した。

プシダチ大統領府国際政策局長官のウクライナに関する国家安全保障担当補佐官会議第3ラウンド出席【10月28日～29日】

10月28日から29日にかけて、プシダチ大統領府国際政策局長官は、マルタで開かれたウクライナに関する国家安全保障担当補佐官会議第3ラウンドに出席した。プシダチ長官は、「ゼレンスキー大統領が示した10項目から成る平和フォーミュラを支持する。」と述べるとともに、「マルタでは、アラブ諸国やアフリカ諸国を含む、種々様々な国々の代表が一堂に会する。世界の多くの地域で危険な影響を与え続けているロシアのプロパガンダの嘘を暴く良い機会

ある。」とも語った。プシダチ長官は、マルタ滞在中、日本やカタール、リトアニアなどのカウンターパートやウクライナの大統領府のシビハ副長官と会談を行った。

新型多用途ヘリコプターの配備【10月30日】

10月30日、ブワシュチャク国防大臣は、イタリア製のAW-149多用途ヘリコプターの最初の2機が第25航空機兵旅団に配備されたことを明らかにした。同ヘリコプターは、合計32機の配備が予定されていて、観測装置、対戦車ミサイル及び自己防衛システム等を装備し、航空輸送、戦闘支援及び救難の

任務で使用される。

ラウ外相とシュクリ・エジプト外相との電話会談【11月1日】

11月1日、ラウ外相は、エジプトのシュクリ外相と電話会談を行った。ラウ外相は、X(旧ツイッター)に投稿を載せ、「我々は、ガザ地区に滞在するポーランド人の安全を確保し、紛争地帯から脱出できるように、できる限りの行動をとっている。エジプトのシュクリ外相と電話会談を行い、一刻も早く避難を完了できるように、さらなるサポートを求めた。」と述べた。

治 安 等

ドイツへの越境を試みたシリア人グループが拘束【10月26日】

10月26日、国境警備隊は、ルブスコ県でドイツとの国境を不法に越境しようとしたシリア人グループ2組、計28人を拘束した。

いずれのグループも、国境に向かって歩いていたところを国境警備隊に発見された。第一のグループは、スロバキアから徒歩でポーランドに入国し、その後、グルジア人が運転する車両で国境付近まで来た。第二のグループも車両で国境付近まで来たが、車両は林道で乗り捨てられ、運転手は逃走した。

政府高官がロシアによる人為的な移民圧力を警告【10月28日】

10月28日、スタニスワフ・ザリン情報空間セキュリティ全権代表は、X(旧ツイッター)で、ロシアがハイブリッド戦争の一環として人為的な移民圧力を利用し、西側諸国を不安定化させていると警告した。

同氏によると、最近、アラブ諸国をターゲットとした欧州旅行の広告など、欧州への移民を促すようなオンラインコンテンツが増加しており、それらはロシアの関与が疑われるという。特に、ロシアは、ベラルーシとポーランド、リトアニア、ラトビアとの各国境を不安定化させることを目論んでいるとされ、ポーランド国境警備隊によると、ベラルーシとの国境で不法な越境を試みるシリア人やイラン人といったアラブ諸国出身者が増加している。

ウクライナ入国を試みたノルウェー人ネオナチ関係者の拘束に関する報道【10月30日】

内務省公安庁(ABW)及び国境警備隊が、戦争に参加するためポーランドからウクライナに入国しようとしたノルウェー人の男を9月21日に拘束していたことが明らかになった。10月30日、政府高官の話として複数のメディアが報じた。

男は、ノルウェーで活動しているネオナチ組織の関係者で、武器の不法所持や政府職員に対する脅迫の容疑でノルウェー警察に逮捕されたことがあるという。本事案以前にウクライナへ渡航しており、その

際はロシア軍兵士の死体からワッペン等制服の一部や武器といった軍事装備品を入手したとされる。

タクシー運転手の合法性に関する検査結果【10月30日】

10月30日、ワルシャワ市当局は、警察等と協力して実施したタクシー運転手の合法性に関する検査の結果、3件に1件の割合で違法性が発覚したことを明らかにした。

市当局は、本年1月から9月までの間、警察、国境警備隊及び道路交通検査局と協力し、市内のタクシー運転手に対して計1,162件の検査を実施した。その結果、412件に違法性が確認された。主な事例としては、無免許が57人、偽造運転免許証の所持が30人、医学的検査や心理検査を受けていない運転手が44人、交通法令違反(主にタクシーの標識に不備)が131人であった。

大統領官邸の車両から発見されたGPS装置に関する報道【10月31日】

今夏、大統領官邸に所属する車両1台から、出所不明のGPS装置が発見されていたことが明らかになった。10月31日、TVN24が報じた。

報道によると、このGPS装置は、車両の位置をリアルタイムに追跡することが可能で、カトヴィツェ空港で国境警備隊による車両検査が行われた際に発見された。車両は、同装置を付けたままの状態が数か月間運用された可能性があり、その間、大統領のウクライナ訪問を含め、大統領車列に組み込まれることもあったという。6月末に検察が捜査を開始したが、事案の詳細は明らかにされていない。

祝日前の飲酒運転等の増加【11月1日】

警察当局は、11月1日の「諸聖人の日」(祝日)をひかえる中、10月28日から「ズニッチ(ろうそく)作戦」と称して交通違反の取締強化を行った。例年、当局は、この時期に交通違反が増加するとして、主要な道路や墓地に通じる道路を中心に取締りを強化している。

取締強化の結果、10月31日までに飲酒運転者1,265人が摘発されたほか、事故が271件発生し、301人が負傷、17人が死亡した。複数のメディアが、この数字は「諸聖人の日」当日である11月1日の件数が含まれていないことを強調し、「衝撃的な数字」

などと報じている。

また、当局は、歩行者についても、特に横断歩道付近では周囲に注意するほか、日没前後は運転手が認識しやすいよう反射材の着いた衣服等を着用するよう呼びかけている。

経 済

マクロ経済動向・統計

ビザ・スキャンダルがポーランド企業に影響【2日】

ポーランド企業は、ビザ・スキャンダルが現在の事業や投資に影響を及ぼしており、特に、食品業界や運輸業界の企業は、従業員の不足に最も苦しんでいる。クリスマスや新年を控えているため、倉庫会社も従業員の増員を必要としている。例えば、オルレンのプウォックにある精製所には、現在、約1600人の外国人が建設現場で働いており、さらに900人が1月に到着する予定であったが、予定通りにはポーランドに到着しない見込みである。

ポーランドの労働市場の状況は、ウクライナ人がポーランドを離れるにつれて悪化している。各企業はエジプト、アルジェリア、ジンバブエ、コロンビアで従業員を探している。キルギスやタジキスタンから、ポーランドに来たい人はほとんどいないという。

10月のインフレ率6.5%に低下【1日】

消費者物価指数(CPI)によるインフレ率は、前年同月比8.2%から6.5%に低下した。統計局(GUS)のデータによると、食品価格は前月比0.4%上昇(前年同月比7.9%上昇)、エネルギー価格は前月比0.2%上昇(前年同月比8.3%上昇)、燃料価格は前月比4.2%下落(前年同月比14.4%下落、9月の7%下落に続く)した。

市場にとって意外な要素はコア・インフレ率で、前年比7.9~8%程度である。エコノミストの予想通り、物価上昇圧力はインフレ目標以前の水準に戻った。生産者物価指数(PPI)のデフレ圧力にもかかわらず、ポーランドは前月比約0.5%(年率換算後、前年比約6%)と堅調を維持している。

本年度の財政赤字はGDP比5.6%【10月31日】

欧州委員会(EC)に提出された財務省の試算によると、今年度の財政赤字はGDPの5.6%に達し、2010年以降で最高となる。来年の予算案ではGDP比4.5%まで減少することになっているが、現政権が計画している経費の一部が欠けているため、現実的ではない。新内閣は、教員給与の引き上げなど、さらなる経費の追加を望む一方で、個人所得税の非課税枠を倍増させるなど、減税も行うことが想定される。こうした選挙公約をないがしろにすれば、新内閣の信頼は一気に失墜することになる。

ポーランド、ウクライナの欧州経済パートナー・リストのトップに【10月31日】

ポーランドの対ウクライナ輸出は昨年3倍に増加し、90億ユーロに達したと基金・地域政策担当副大臣が発表した。「ポーランドはウクライナにとって最初のヨーロッパ経済パートナーであり、中国に次いで2番目の経済パートナーである」と、ポーランド・ウクライナ開発協力担当政府全権代表でもあるヤドヴィガ・エミレヴィッチ副大臣は月曜日に述べた。「ロシアがウクライナに侵略した後も、約600社のポーランド企業がウクライナから撤退することなく、ウクライナでビジネスを続けており、そのほとんどが売上高を伸ばしている」とエミレヴィッチ氏は語った。エミレヴィッチ氏によると、ポーランドの対ウクライナ輸出は2023年5月末までに前年比52%増となり、軍事機器、機械、食料品が最大のシェアを占めている。「今日、ポーランドのウクライナにおけるプレゼンスは非常に高い」と同副大臣は締めくくった。

ポーランド産業動向

スウェーデンの投資家がヴロツワフに12億7000万ズロチを投資【10月30日】

電気自動車用バッテリーを製造するNorthvolt社を含むグループ会社のAira社が、ヒートポンプ工場の建設を開始する。ヴロツワフ経済特区で、Heatly Poland社(ポーランドの会社の仮の社名で、すでに登録されている会社Aira Polskaから変更予定)が宣言した金額はすでに知られている。「今回、ヴロツワフは次の投資先として選ばれた。スウェーデンのブランドAiraは、早ければ2024年から

ヒートポンプの生産を開始する。投資額は約12億7,000万ズロチと見積もられている。数百人が新会社で働くことになる」とヴロツワフ経済特区側は伝えた。

2022年、製造業のイノベーションへの支出は36.6%増【10月31日】

ポーランド中央統計局(GUS)によると、2022年、製造業の技術革新への支出は、前年比36.6%増の260億1170万ズロチに達した。サービス業も32.8%増の296億8,910万ズロチとなり、イノベーショ

ンへの投資額は製造業に比べ14.1%高かった。両部門とも主に研究開発に資金を配分し、それぞれイノベーション支出の49.2%と55.4%を占めた。有形資産と無形資産への投資もかなりの部分を占めている。

報告書は、2022年の製造業の収入の38%が革新的製品の販売によるもので、サービス業では45.7%であったことを強調している。また、2020年から

2022年にかけてイノベーションを導入した企業の割合は、製造業は32.2%、サービス業は32.1%であり、2019年から2021年の前回調査期間に比べて増加していることも示されている。注目すべきは、GUSが示すように、革新的な実践が特定の製造業部門やサービスにおいて顕著であったことである。

エネルギー・環境

ポーランド、まもなく小型モジュール炉建設開始【10月30日】

小型モジュール炉(SMR)への関心が高まっている。ポーランド大手化学企業Synthos社は、国営石油・ガス会社のOrlenとともに、GE日立が開発したBWRX-300型原子炉をポーランドに建設したいと考えている。

ポーランドでは、小規模原子力技術の将来は新政権の手に委ねられている。選挙期間中、野党はエネルギー転換を主張していた。気候・環境省は、これまでにSMR建設に関する決定を1件下しており、これは、米国に本社を置くNuScale Power社と協力するポーランド国営精銅採掘会社KGHM社によるものである。Orlen Synthos Green Energy社(OSGE)は、まだ決定を受けていないが、11月には米国からSMR建設のための資金を得る予定である。4月には、EXIM銀行とアメリカの国際開発金融公社が、OSGEのプロジェクトを最大40億米ドルで支援する可能性を発表した。

Orlen、新たな競争に直面【10月30日】

ポーランド民間電力会社ZE PAKとポーランドの通信事業者Polsat Plus Groupの合併会社PAK-PCE STACJE H2がリブニクにNesoブランドで2つ目の水素充填ステーションを開設したことで、国営石油・ガス会社のOrlenは水素市場で新たな競争に直面している。このような施設は今年9月中旬

にワルシャワで初めて開設され、さらにグディニャ、ルブリン、ヴロツワフの3カ所で計画されている。リブニクでの開始式には、イレネウシュ・ジスカ気候・環境副大臣が出席し、水素充填ステーションはエネルギー・輸送部門だけでなく、経済全体の転換期を示すものだと指摘した。

Azotyグループ、新エネルギー・コンセプト戦略の一環として7700万ズロチの投資を完了【10月31日】

7700万ズロチ相当のプロジェクトにおいて、新しい酸素コンプレッサーがケンジェジンにあるポーランド肥料製造会社Azotyグループのアンモニア部門に設置された。この投資は、Azotyグループの新エネルギー・コンセプトの一環であり、プロセスの安全性と従業員の福利の向上に貢献するもの。重要なタスクは、古い蒸気タービン駆動の酸素コンプレッサーを安全性と生産継続性を高めるために別個に設置された新しい電動式コンプレッサーに置き換えることであった。包括的なプロジェクト範囲には、建屋建設、パイプライン設置、計器セットアップ、既存システムとの統合が含まれた。この投資は、アンモニア生産からの熱を利用してエネルギーを生み出すという、新エネルギー・コンセプトに沿ったものである。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっていきます。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3－6700－1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～11月26日（日）】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

【予定】 初心者向け書道ワークショップ「日本語を書いてみよう！」【11月8日（金）10:00～11:00】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、初心者向け書道ワークショップ「日本語を書いてみよう！」が開催されます。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

【予定】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

【予定】 日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム【2023年11月27日（木）15:30～22:00】

株式会社「Yokogawa Polska」の開催による「日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム」が開催される予定です。産業及びエネルギー分野におけるポーランド企業と日本企業の協力を促進するイベントです。

開催場所：Radisson Collection Hotel, Warsaw

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)